

## 学校の指導と教員の責任（2）

星野 豊

- 1 序——本稿の課題
- 2 学校の指導の適切性に関する裁判例
  - (1) 授業への批判に対する個別的説得
  - (2) カンニングの疑いに基づいた事情聴取
  - (3) 他の生徒に対する指導を含めた指導の適切性<sup>9</sup>（以上、57号）
  - (4) インターネット上の書き込みに対する指導
  - (5) 非違行為に係る事情聴取の必要性和相当性<sup>10</sup>（以上、本号）
- 3 学校と教員との法律関係の構造
  - (1) 国公立学校と私立学校との異同
  - (2) 在学契約上の責任と不法行為責任
  - (3) 学校の組織的責任と教員の個人責任
- 4 学校の指導と教員の責任

### （4）インターネット上の書き込みに対する指導

札幌地判平成25年2月15日平成23年（ワ）909号は、インターネット上に不適切な書き込みをした生徒に対して学校が指導した後に停学処分を課したところ、当該生徒が自殺したため、生徒の保護者が学校を設置管理する地方自治体に損害賠償を求めた事案である<sup>11</sup>。

---

9 筑波法政57号発行後、本項で取り上げた事件の控訴審判決が下され、第一審における判断がほぼそのまま是認された結果、Xらの控訴が棄却されている（札幌高判平成26年2月27日平成25年（ネ）273号）。控訴審判決に対しては、双方当事者から上告がなされなかったため、この判断は確定している。

10 本項は、筑波法政57号発行後に判決が下された事件について、新たに項を設けて検討を加えることとしたものである。

11 本件の原告 X1による本件についての説明及び意見が、大貫隆志編著『指導死』（2013年）

A は、原告 X1X2夫婦の子であり、平成20年当時、被告地方自治体 Y が設置する本件 B 高校の2年生であった。同年7月19日、B 高校の学校祭が開催され、クラスごとに行燈を引いて市内を練り歩く行燈行列が実施された。A は、生徒会役員として本件行燈行列運行の責任者であったが、A のクラスの生徒6名がこれに協力的でなかったことから不満を抱き、行燈行列の実施された7月19日の午後10時頃、C社の運営する日記サイトに、「反省会。（B 校生は見るな。）」と題して、以下のような書込み（以下「本件書込み」という）をした。

「死ぬ。D と E と F と G と H と I は死ぬ。投してやる。ペナでも追放でもしろ。粕ども。塵ども。リア充どもめ。B 校潰れろ。」

A が本件書込みをした日記サイトは、携帯電話向けのポータルサイト兼ソーシャルネットワーク・サービスであり、登録をすると、ゲーム、日記、伝言板、ミニメール等を利用することができる。また、この日記は、サイト又はメールから投稿することが可能で、登録している者であれば閲覧することができ、ある者に対する「友達登録」をしていれば、友達登録をした相手方が日記を更新した場合、当該更新状況を容易に確認できる仕組みになっていた。

本件書込みは、翌7月20日午前6時頃、C社によって削除されたが、上記の日記サイトの仕組みから、相当数の者が本件書込みを閲覧できる状態にあった。

B 高校の J 教諭は、本件書込みが削除された7月20日の朝、生徒の会話から、本件書込みの存在を知り、他の教員とともに、A に対し、同日午後2時頃から午後5時頃までの間、学校内の教育相談室において、A に対し、本件書込みに関する事情聴取又は面接を行った（以下「本件事情聴取」という）が、裁判所により以下の①ないし⑤の事情が認定されている。

①本件事情聴取の冒頭、A が、携帯電話に書込みをしていないかと指摘され、「友達に対して書込みをした。」旨述べた後に「書いてある内容は自分宛に書いた。」などと述べたところ、K 教頭の指示により事情聴取を担当していた生徒指導部の L 教諭は、「嘘を付くな。」などと大きな声で一喝したが、事情聴取の終了時には、「初めから正直に話せば大きな声を出すことはなかった、熱くなっすまない。」などと謝った。

② A が、過去に自分の靴を隠されるという嫌がらせを受けたことについて、「犯

人が見つかってなくて非常に不快だ。」などと述べたため確認したところ、既に犯人が判明しており、事情聴取を交代した M 教諭及び N 助手が再度 A に確認したところ、A もこの事実を認めたことから、N 助手は、「なぜ、そんなに違う話になるんだ。どうしてそうなるんだ。嘘になるんだ。」と大きな声を出し、「何が嘘か本当か分からないよ、反省しているようには見えないよ。」と述べた。また、M 教諭も、本件書き込みに対し、「新聞とかニュースとかでもやっているし、アホじゃないんだから良くないってことは分かるよな。」と述べた。

- ③ N 助手は、A に対し、「人と話をするときは人の目を見て話さない。」と指導したが、A は本件事情聴取後の帰宅時、迎えに来た X2 に対し、「最初、来た先生に人と話をするときは目を見て話を聞くもんだって言われた。次に来た先生に何にらんでるんだって言われたんだ。」と述べた。
- ④ 担任である J 教諭に対し、A は、本件書き込みについて、「次の日の朝、まずいと思って、消そうと思ったけれども、ペナルティが課されていて消せなかった。」と述べ、行燈行列でクラスのローテーションが守られていなかったことについて不満を述べたが、J 教諭は、今回の表現は行き過ぎであるなどと注意したほか、A に対し、自らが A と 6 名の生徒との間に入り、良い人間関係が築けるように協力する旨話をした。
- ⑤ 午後 5 時頃、B 高校からの連絡を受けた X2 が来校し、J 教諭は生徒指導室において X2 に対し、事情聴取を行った経緯、反省日誌等の書き方、A が停学処分になるであろうこと及び反省状況が良ければ学校に来られるようになることなどを説明した。その際、J 教諭は A に対し、「なあ、A、先生、お前にチャンスやるからな。あと 1 年半、クラスの皆と仲良くやれよ。反省すれば学校に来れるから。」などと述べた。

B 高校の規則では、学校の秩序を乱す行為、脅迫及びこれに類する行為については、校長訓戒または停学とする旨が定められており、賞罰の種類及び適用については校長が定め、懲戒の申し渡し及び解除については、本人及び保護者同席の上で校長が行う旨が定められていた。

B 高校は、本件書き込みに対する懲戒処分として、無期停学（期間の目処としては 10 日間）とすることを決定し、同日午後 6 時頃、X1 らに対し、電話で、A が無期停学処分になったことを告げた。

A は、同日夜、自宅で自殺を図り、約 2 週間後に死亡した。A は、自殺を図る前

に遺書を作成しており、同遺書には、次のような記載があった。

「先生たちにおまえは反省していないだろうとか言われたが、自分自身どれだけ不思議だったことか。自分は泣いていたよ。心から。」「涙が出ないとダメですか？土下座しないとダメですか？ 死なないとダメですか？」「日本で一番重い罪は何だと思うと聞かれた時、自分は無期ちようえきと答えました。学校では無期ていがくが一番重いから。あなたは死刑と答えました。おまえの罪は重いと。死ねと。」「他の先生からは、お前はバカか？と言われました。アホか？とも言われました。自分は相手の心がわからない程頭はイカれていないはずだよ。もういいけどね。」「先生も味方にはなってくれないしさ。むしろ敵だらけだったんだ。」「iPod もってきても、かくれて酒のんでいても、タバコ吸っていても、かみをそめていても、ほかに書きこんでるやつがいても先生は気に入っている生徒には知らんふりか。いいよね。」「実際にじめたというなら他にもやってたやついたしね。」「成績良いから汚点あると悪いから言わなかったけどね。どうせあの六人が自分の事気に入らなかつたんだろう。だから適当に悪いことをいえば先生に気に入られている自分たちは許されると思ったんだろう。」「単純に人数が多く自分たちの気に入った人たちの意見をのみこんで自分にあたるんだ。先生たちは。不公平だよね。」「僕に停学は重すぎる。」

本件は、以上の事実関係の下で、X1らがYに対し、AはB高校の不適切な発言を含む違法な指導により自殺した等と主張して、約8000万円の損害賠償を求めたものである。

札幌地裁は、次のように判示し、X1らの請求を棄却した。

- ①「X1らは、本件遺書の記載に基づき、本件事情聴取の際、教師らから「お前の罪は重い、死ね。」「お前は馬鹿か。」などの不適切な発言があった旨主張する。」「しかしながら、かかる発言や、本件事情聴取の際に「お前の罪は重い、死ね。」との発言が仮にあったとして、本件遺言を含む本件全証拠によっても、これらの発言がなされる前後の文脈や言い方は不明といわざるを得ない。そして、これらの発言は、前後の文脈や言い方のいかに問わずに、その発言がなされたことから直ちにX1ら主張の安全配慮義務に違反するなどして国家賠償法1条1項の適用上違法と評価することができるような内容のものであるとまではいえない。」「結局のところ、本件事情聴取に当たった教師らがAに対して違法というべき不適切な発言をしたこと

を認めるのに足りる証拠は存在しないものといわなければならない。」

- ②「X1らは、本件事情聴取が、糾弾を目的とし、教師に対する不信感を増長させ、精神的に追い詰め、段取りがなく、思い込みに基づくものであったと主張する。」「本件事情聴取に当たった教師らの発言には、Aが虚偽の事実を述べたとの誤解に基づいて「嘘を付くな。」と叱責し、また、教師によって異なることを述べるなど、いささか妥当性を欠いた面もあるものと窺われる。そして、本件事情聴取が約2時間50分もの長時間にわたって行われたこと……などに照らすと、本件事情聴取は、Aに教師に対する不信感を増長させ、Aを精神的に追い詰めるものであり、また、段取りというべきものがなく、思い込みに基づく発言も見られるものであって、これらを指摘するX1らの主張には、首肯すべき点がある。」しかしながら、「本件書込みの重大性に照らすと、本件学校の教師らが、慎重を期して、代わる代わる事情聴取を行った結果、本件事情聴取が長時間にわたり、かつ、時機を逸することのないよう、段取りというべきものを立てる間もなく本件事情聴取を開始し、そのために思い込みに基づく発言もし、これらにより、Aに教師に対する不信感を増長させ、Aを精神的に追い詰めたとしても、やむを得ないというべき面がある。まして、本件事情聴取が、X1ら主張のような糾弾の目的でなされたことを認めるべき証拠は存在しない。」「そうすると、本件事情聴取の経過の中には種々問題があるものの、これが国家賠償法1条1項の適用上違法であるとまでは認められない。」
- ③本件書込みが、本件日記サイト「に登録している者であれば閲覧可能であり……、現に相当数の者が本件書込みを閲覧しており、同級生の話題になっていたこと……などからして、Aは、どの程度意識したのかはともかく、本件学校の同級生らが閲覧するかも知れないと認識しながら、上記の趣旨の記載を含む本件書込みをしたものと推認することができるのであり、Aが本件書込みをしたことを知ったJ教諭ら本件学校の教師らがこれを問題視したのは、当然のことといわなければならない。」また、本件書き込みが行われた3日前に、「本件学校で開催された全校集会において、K教諭が生徒に対し、〔警察本部及び教委〕作成のチラシに基づき、インターネット掲示板への犯行予告の書込みが犯罪であり、本件学校でも誹謗中傷の書込みについて指導を受けた生徒がいること、誹謗中傷の書込みがされた場合は、内容によっては停学になることなどを説明したことが認められる。」「これらの事情に照らすと、仮に、本件書込みの主たる動機が、X1ら主張のように、行燈行列の際にルールを守らなかった生徒に対する不満にあったとしても、あるいは、Aが本件書込みを削除

しようと試みていたこと……を考慮しても、本件書込みは、停学事由を定める本件学校の懲戒規程……に該当するというべきであり、」「本件停学処分が違法であるとする X1らの主張は、これを採用することができない。」

本件は、生徒が明確に校則ないし社会的規範に抵触する行為をした場合における、指導の適切性が問題となった事例である。A の行った本件書き込みは、その前提となった本件行燈行列における他の生徒の行動に対して A が感情的になったことを考慮したとしても、対象となった他の生徒との関係では明らかに法律上の問題を生じさせる恐れがあると言わざるを得ないから、B 高校が A に対して事実確認と共に教育的指導を行い、かつ、校則に照らして所定の処分を課したこと自体は、原則論としては肯定されうるものである。しかしながら、当該指導の過程で、A に対して教員らがどのような言動をしたかによっては、当該指導の正統性と別に損害賠償責任を負うべき余地が生じ、さらには当該指導の正統性自体も覆る恐れがないではない。

本判決は、A に対する指導の過程における教員らの発言の内容について、X1らが専ら A の遺書に基づいて主張する内容をほぼ全て退け、A に対する指導において違法な点はなかったと判示しているが、これは単なる事実の立証の問題であるから、例えば生徒側が指導の状況を録音していたような場合には、指導にあたった各教員の個々の言動が問題とされる余地は、少なからず生ずる可能性がある。そうすると、むしろ学校の側が、指導を受ける生徒のプライバシー等に配慮しつつ、指導の状況を録音しておくことが有益であり、このような証拠の保全によって、後日の無用な紛争を避けることや、指導に際して教員が感情的な言動をしてしまうことを事実上抑制することも、相当程度期待できるかもしれない。この点は、指導に際して A の保護者を同席させるか否かに関わらず、将来検討すべき点であると思われる。

また、本件書き込みのように、単なる校則違反を超えた、法律上の問題点を生じさせかねない事態について、学校における指導と警察等における捜査との関係をどのように考えるべきかも、学校として困難な判断を迫られる問題である。もとより学校は、生徒に対する教育上の手段として指導ないし処分を行うことができるのみであり、犯罪行為に対する捜査や処罰を行うことは、法律上予定されていない。従って、学校が事実関係を確認した後、犯罪行為に該当する恐れがあると判断した

場合に、すべからず警察に対して、当該事実の存在を、当該生徒の情報を含めて通報すべきか否かが、当該生徒に対する「指導」としてどのような意味を持つかという点を含めて、改めて検討される必要があるように思われる。

なお、前記のとおり、本件の書き込みの中には、他の生徒に対する文言のほか、「B校潰れる。」との文言も含まれていたわけであるが、この文言に対してどのような指導が行われたかについて、本件裁判記録の中には手掛かりがない。しかしながら、B高校を設置管理する地方自治体Yにおいては、管轄地域全体において、公立高校の改組再編が行われており、本件のB高校も近隣にある他の高校と統合の上、平成25年3月に閉校に到っていることが注目される。そして、このB高校に関する改組再編に関する議論をやや詳細に見てみると、B高校の閉校が具体的にY教育委員会より示されたのは、平成20年6月のことであり<sup>12</sup>、この配置計画案に対する学校関係者や市民を含めた地域別協議会が行われたのが、平成20年7月16日のことであった<sup>13</sup>。従って、平成20年7月19日夜に行われたAによる本件書き込みは、その3日前に開催された地域別協議会において、学校関係者からY教育委員会に対し、B高校の閉校という配置計画案に対する批判や意見が続出しつつ、それまでのY教育委員会が公立学校の統廃合に関して行ってきた実績からすれば、かなり高い確率で同年6月における配置計画案が実行される可能性がある、との関係者の予測が存在する中で、B高校に現に在籍する生徒自身の手によって行われたもの、ということができる。そうすると、「B校潰れる。」というAの書き込みそれ自体は、B高校に関するY教育委員会の配置計画案に対する1つの意見として成立することが明らかである以上、当該文言自体に法律上の問題があるということとはできないわけであるが、この意見に対してB高校関係者が、何も問題性を感じず、あるいは1つの意見として尊重すべきであると考えたかについては、あらゆる角度からの想像が働きうるところと思われる。しかしながら、前記のとおり、この文言に対するB高校教員の指導が行われたか否か自体が本件裁判記録からは明らかでなく、本件書き込みが前述のような時期に行われたことと本件指導との関係についても、本判決では一切触れられていないため、この点についてこれ以上議論することは、差し控えるべきであると考えられる。

12 北海道教育委員会「公立高等学校配置計画案（平成21年度～23年度）」（2008年6月）。

13 北海道教育委員会「公立高等学校配置計画地域別検討協議会（宗谷会場第2回）会議記録」（2008年7月16日）。

本判決に対して、X1らは控訴したが、札幌高裁は本判決の認定判断をほぼそのまま引用して、控訴を棄却している（札幌高判平成25年12月24日平成25年（ネ）127号）。控訴審判決に対して、X1らは上告しなかったため、この判断は確定している。

#### （5）非違行為に係る事情聴取の必要性と相当性

佐賀地判平成25年12月13日平成22年（ワ）425号は、公立中学校において、非違行為を疑われた生徒が教員から長時間にわたって違法な事情聴取を受けたことにより、解離性人格障害等に罹患したとされ、学校を設置管理する地方自治体に、国家賠償が命ぜられた事案である。

本件の原告 X は、平成19年当時14歳であり、被告 Y 市の設置管理する A 中学校の3年生に在籍する女子生徒であった。X は、教員に対してもきちんとして挨拶をする真面目な生徒であり、日常的に問題行動を起こす生徒ではなかった。

平成19年5月末頃、A 中学校において、X と同じクラスに在籍していた女子生徒である B の上靴の底が一部分切り取られ、画鋲が入れられた上で接着剤で下駄箱に固定される、という本件事件が発生した。A 中学校の教員らは、本件事件の発生の翌日から翌々日にかけて、各日約2時間から3時間程度、主に B から聴取した事実や加害者が誰である可能性があるか等に関する推測を踏まえて、X を含む数名の生徒に対して事情聴取を行った。この事情聴取の具体的態様に関しては、両当事者間で主張に大きく隔たりが存在するが、裁判所による認定は、概ね以下のとおりである。

本件事件の翌日昼頃より、A 中学校の男性教諭である C は、X を含む3名の女子生徒に事情聴取をしたが、X を除く2名のうち、1名が事情聴取開始後比較的短時間で本件事件に関与したことを認め、X も本件事件に関与しているとの供述を行ったのに対し、X は前記供述の存在を知らされた後においても、本件事件に対する関与を全く認めなかった。このため、X 及び事情聴取を受けた他の2名の生徒の面前で、「お前はこんな薄情か友達を持つとぞ。」「B が不登校になったり自殺したり高校に行けなかったら責任とれるとか。」「警察を呼んで指紋を採ってもらおうか。」「お前が認めるまで続くぞ。」などと発言した。なお、この際、X は C 教諭に対し、本件事件があったとされる時には別の生徒 D 及び E と一緒であったとして、D 及び E の名前を挙げ、同人らに確認すれば自分が本件事件に関与していないこ



とが分かる筈である旨を伝えたが、CはD及びEに対してXの言い分が真実であるかを確認しようとしなかった。

Xは、事情聴取が開始されてから約40分後、初めて本件事件について知っていることがあると述べ、これに対してC教諭は、「何で早く言わんやったとか。」などと大声で語気を強めて発言した後、約1時間半にわたって職員室で紙と鉛筆を持たせて本件に関する供述をするよう命じ、Xが本件事件に関する供述書を提出したため、午後3時頃Xを帰宅させた。

Xの母は、同日午後7時頃、Xが怯えた様子で自分の許から離れないため事情を聞いたところ、Xが本件事情聴取のことを話したため、同日午後9時頃、A中学校の女性教諭であるFからの電話を受け、近日中に学校に来るよう伝えられた際、担任でもない男性教諭にXの事情聴取をさせるべきではないこと、及び、事情聴取において、警察を呼んで指紋を取ってもらおうかと発言したり、怒鳴ったり脅したりしないでほしいことを伝えた。

Xは、その翌日朝、玄関先に座って、今日も事情聴取されるから登校したくないと言ったが、Xの母は、昨晚F教諭に要望を伝えたから大丈夫だ等と励ましてXをA中学校に送り出した。また、C教諭は、F教諭から、Xの母からの要望を伝えられ、その内容を知っていた。

C教諭及びF教諭は、同日、X及び他の2名の生徒を呼び出し、事情聴取を再開した。Xを除く他の2名のうち、前記のとおり1名は前日のうちに本件事件への関与を認めており、残る1名も同日に本件事件への関与を認めるに到ったため、この2名の供述内容は大筋において一致していたが、Xだけは前日に続いて本件事件への関与を否定したため、供述内容に大きな開きがあった。F教諭は、事情聴取開始後40分程で席を外したが、C教諭は、Xらの供述内容に一致しない点があると言って単独で事情聴取を継続し、Xに対して、「[画鋏を誰が入れたかについて、他の2名の生徒はX]って書いて、Xは知らんって書いて。やっけん、お前が一番怪しか。」「お前が画鋏入れたっちなかとか。」「お前が認めんとまだ続くぞ。」「しらばっくれるな。」「そぎゃん自分がかわいかとか。お前は酷か奴だな。」などと発言した上で、Xら3名で話し合うように促したため、XはC教諭のみならず、他の2名の生徒からも本件事件に関与したことを認めるように詰め寄られることとなった。結局、Xは、事情聴取が開始されてから約2時間半が経過した後、本件事件に関与したことを認め、同日の事情聴取は終了した。

Xは、本件事情聴取が終了してから約1週間が経過した6月半ば頃より、A中学校のことを考えたり登校したりすると、吐き気がする、頭痛がする、胸が苦しくなる、足が震える、咳が止まらなくなる、などの症状が出始め、同月下旬頃、教諭から殺される夢や自分が教諭を刺す夢を繰り返し見るといった再体験の症状、A中学校の近くを通ると足が震えて胸が苦しくなって動悸がするためA中学校を避けて通るなどの回避症状、教諭から怒鳴られる夢を繰り返し見て目を覚ますといった過覚醒症状がみられるようになった。さらに、7月頃からは、過呼吸発作やA中学校ないしA中学校教諭に関する自分の行動についての健忘症状が現れるようになり、9月頃には、頭痛や記憶の欠損、10月頃に到っては人格交代（Xの母をお手伝いさんと呼んだり、自分のことを「俺」と言ったり、下着だけで家の中を歩き回ったりする）等の症状が現れるようになり、解離性多重人格障害に罹患していると診断された。

その後、本件事情聴取から約3年を経過した平成22年に本件訴訟が提起された後も、Xの解離性人格障害の症状は継続しており、家族に関する葛藤を医師に対して述べたりすることもあった。翌平成23年末頃、Xは自動車の運転免許を取って仕事に就きたいと医師に対して述べたが、医師は、Xの解離性障害の症状が不安定であり、軽い労務以外に服することのできない状態が続いているとの意見書を裁判所に提出している。

本件は、以上の状況の下で、XがA中学校を設置管理する地方自治体Yに対し、後遺症による逸失利益約4300万円、慰謝料約1400万円、弁護士費用約500万円、計約6200万円の国家賠償を求めたものである。

佐賀地裁は、次のように判示し、Y市に対して約1750万円の支払を命じた。

①「教諭は、教育上必要があると認めるときは、問題行動をしたことがうかがわれる生徒から任意で事情聴取をすることかできるが、このような事情聴取は、生徒の身体又は精神に対して負担となり得るものであり、教諭は当該生徒の心身の健康が損なわれることのないように配慮すべき義務を負っているのであるから、事案の性質、生徒が問題行動をしたことがうかがわれる程度、生徒の心身の状態等諸般の事情を堪案して、教諭が生徒に対して行う事情聴取として社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度において許容されるものと解すべきである。」

②「本件事は、……Bに怪我を負わせる危険性のある行為であるというだけでなく、

刑法上の〔罪〕にも当たり得る悪質な行為であり、継続のないじめが行われていた可能性等もうかがわせるものであるから、本件事件に係る問題行動をしたことがうかがわれる生徒から事情を聴取する教育上の必要性は高かったといえる。」

- ③しかし、Xが「本件事件に対する関与を否定していたこと、Xが真面目な生徒であり、少なくとも日常的に問題行動を繰り返しているような生徒ではなかったこと等に照らすと、Xに対して事情聴取をする際には、Xの心身の健康状態に配慮しつつ、Xの言い分にも真摯に耳を傾けるなど、事情聴取の方法、態様及び限度に細心の注意を払う必要があったといえる。」
- ④ところが、C教諭は、前記のとおり、Xの恐怖心をあおって本件事件に関与したことを認めさせようとしたほか、Xが挙げた別の複数の生徒に対して事情聴取を試みようとしなかった。さらに、翌日の事情聴取に到っては、Xの母からの要望を伝え聞いていたにもかかわらず、F教諭が席を外した後も単独で事情聴取を継続しており、その内容が前記のようなものであったことからすると、「C教諭のXに対する事情聴取は、Xに対する事情聴取は、Xの言い分に真摯に耳を傾けることなく、一貫して、Xが本件事件に関与したことを前提として、Xの恐怖心をあおるなどしながら行われたものであって、相当な態様において行われたものとはいえない。」また、Xと共に事情聴取を受けた他の2名の生徒との間で供述内容を一致させようとしたことも、Xらの友人関係に悪影響を及ぼしたり、Xにとって大きな精神的負担となったりする危険性の高い方法であるほか、本件事事情聴取が長時間にわたって行われたことも、Xにとって身体的及び精神的に大きな負担となり得るものであったといえる。
- ⑤「以上の事情を総合堪案すると、本件事事情聴取は、その必要性は首肯できるとしても、その方法ないし態様及び限度において、教諭が生徒に対して行う事情聴取として社会通念上相当と認められる範囲を明らかに逸脱しているから、国家賠償法上違法と言わざるを得ない。」
- ⑥「本件事事情聴取は心身がまだ十分発達していない中学3年生の女子にとって極めてストレスの強い出来事に当たるといえること、Xが本件事事情聴取を受けてから解離性障害に罹患していると判断されるまでの間学校から逃げる夢やC教諭に殺される夢を見続けていたこと、Xの別人格の一人が本件事事情聴取を契機として別人格が現れた旨を述べたこと等に照らすと、本件事事情聴取とXが解離性障害に罹患したことの間には相当因果関係があると認めるのが相当である。」なお、Xと家族との間で葛藤があった可能性があることや、幼少期にいじめを受けていた可能性があることは、上記因果

関係の判断を左右しない。

- ⑦以上のことから、逸失利益を約850万円、慰謝料を約1150万円と認め、ここから、解離性障害の発症や継続に関してX自身に起因する部分として2割を減額し、減額後の額の1割を弁護士費用として認め、合計約1750万円を認容する。

本件は、非違行為の疑いを受けた生徒に対して学校が行った事情聴取が、相当な態様ないし方法により行われなかったことを理由に、国家賠償法上違法とされた典型的な事案である。本件の事実関係の中核部分である本件事情聴取の具体的態様については、当事者間で主張に大きく隔たりがあり、かつ、Xが罹患した解離性障害についてやや複雑な性格がある可能性があることを考慮したとしても、本件においてC教諭が行った事情聴取に相当性が欠けていたことは、裁判所の認定した事実の下では、ほぼ争いのないところであると思われる。

もっとも、本件事情聴取の違法性の判断に関して議論が紛れる恐れがあるのは、Xが本件事件に関与していなかったか否かという結果の部分と、本件事情聴取の態様ないし手法が相当性を欠くか否かとの判断とが、理論的には直結するものでない、という点である。すなわち、本件において、Xは、長時間にわたる本件事情聴取の大半の時間、本件事件に対する関与を否定し続けており、かつ、自己の行動を証言する他の生徒D及びEの存在をC教諭に述べていたわけであり、これを、C教諭が無視して事情聴取を継続したことは、本件事情聴取の違法性を基礎づける大きな要因として考えられる。しかしながら、この部分を違法性の判断に際して強調することは、仮にXが本件事件に関与していたことが最終的に明らかになった場合を想定すると、本件事情聴取の違法性の評価を大きく揺らがせる可能性が生じ、結果としての事件に対する関与の供述を得ようとして、不相当な態様及び手法による事情聴取が行われる恐れが高くなってしまう。実際、本判決も、C教諭がD及びEに対してXの申し述べた内容が真実であるか否かを確認しようとなかった、という点を判断の事情の1つとして挙げているわけであり、要するに、この部分についても、事情聴取の態様及び手法の相当性に関する判断が示されたものと考えて差し支えない。

従って、本判決において、本件事情聴取が違法と評価された実質的な要因は、あくまで本件事情聴取の行われた態様と手法の部分に重点が置かれるべきであり、具体的には、本件事情聴取が長時間にわたっていたこと、C教諭がXの恐怖心をあ

おるような発言を繰り返したり、大声を出してXを脅したこと、Xと他の生徒との供述内容を一致させるため、Xと他の生徒とを話し合わせるなどして、Xに身体的及び精神的負担をかけたこと等、「教育上の必要性」という観点との関係から、判断が下されたものと考えらるべきである。

もっとも、本判決も認めているとおり、本件事件に関して、A中学校が事実関係の確認を含む事情聴取を行う必要があったことについては、別の次元の問題として同時に重視されなければならない<sup>14</sup>。すなわち、学校は、「事件の捜査」を行うために事情聴取を行うのではなく、あくまで「教育上の必要」から事情聴取を行うわけであり、かかる過程において、事実関係の確認や、供述内容の不一致、加害者の特定等がどの程度の重要性を占めるかについては、理論的には議論の余地があるところである。しかしながら、現実には非違行為や問題行動が発生し、それが刑法上の犯罪に該当しうる重大なものであった場合には、学校における事情聴取と警察における捜査との区別がともすると曖昧になってしまうことが否定できず、調査や事情聴取を行う学校が自己の立場を見失って不相当な態様や手法を用いる結果となる恐れは、十分に高いと言わなければならない。この場合において、捜査権限や捜査のための技術等を十分に持たない学校が、「真実」を発見しようとするあまり、違法な事情聴取を行ってしまう恐れのあることに対しては、十二分に注意が必要であると

---

14 むしろ、現在の一般的な傾向からすれば、ある程度重大な結果が生じた事故ないし事件の発生に際しては、学校は警察機関による捜査を待たずに独自に調査を行うべきであり、かかる調査が十分に行わなかったことそれ自体を以て、「学校の責任」が問題とされる場合が増加しているといえることができる。しかしながら、法律上の観点からすれば、学校は必ずしも「第三者」としての立場にあるわけではなく、多くの状況においては「一方当事者」として法律上の責任を負う可能性のある立場にある以上、事件や事故の発生に際して学校の行う調査結果をどこまで重視すべきかは、何とも言えない部分があるように思われる。また、かかる調査の内容が、単なる関係事実の確認に留まらず、例えばいじめと自殺との間の因果関係等、法律上の評価にまで及ぶ場合がありうることで考えるならば、法制度上の建前としては、かかる評価は裁判所により最終的に確定されるべきものであり、一方当事者である場合が少なくない学校が、早期の段階で結論を出すことが果たして妥当か、という議論にも、一定の合理性がある可能性がある。このようなことから、近時においては、学校自体に調査を行わせるのではなく、学校関係者以外の者による「第三者委員会」を組織して、当事者でない者により事実関係等の解明に当たらせるべきである、との見解も、極めて有力になりつつある。もっとも、現実の局面において、かかる調査結果が信頼に足りるものとなるか否かは、調査を行った者の立場のみならず、調査に際して与えられた権限や、調査を行った者の社会的利益がどの程度制度上保護されているかに依るところが大きいわけであり、理論上は、警察ないし裁判所が本来の権限を行使して行うべき捜査や判断の過程を「民間警察」ないし「民間裁判所」を組織して代用しているに過ぎない、との評価も、成り立たないではないように思われる。

思われる<sup>15</sup>。

なお、本判決に対しては、どちらの当事者からも控訴がなされなかったため、本件の判断は確定している。

（未完）

（人文社会系准教授）

---

15 その意味では、利害関係の全く存在しない者の間で行われることが前提となる警察機関の捜査と比べて、学校における教育上の必要性に基づいた事情聴取は、従前の人間関係を十分に活かしたものである必要があることとなるが、このような点も、場合によっては指導が違法性を帯びる一因となることがある。すなわち、本件の場合、A中学校が設置されていた地域における人口や環境等からすると、生徒相互間においても教員と生徒間においても、日常の人間関係が極めて密接であった可能性が高く、だからこそC教諭がBから提供を受けた情報を基にXを疑い続けたことが推測されるわけであるが、このような前提の誤りは、日常の人間関係を基盤とした「相互理解」への過信から生じたものと言わざるを得ない。従って、学校の行う調査や事情聴取が、法律上の捜査や処罰を目的としたものでなく、当該生徒に関する教育上の目的を持つものであるとしても、他人間で行うことを前提とする法律上の事情聴取における手法の相当性や手続を参照する必要は、ある程度高いものと考えるべきであろう。